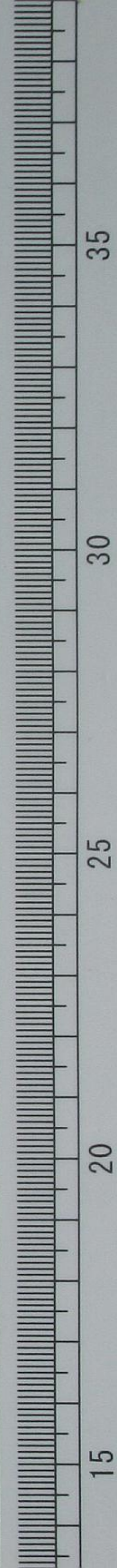




泰西國法論

四

13  
702  
-4





413  
702  
4

泰西國法論卷四

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第一章 定律の國法とて國家の由る以て制度法令と定むる所の條規條例を總攝して之と言ふなり

第二章 右の條規條例を概せしむる根本律法中より集記す根本律法を國家至高の律法とて又之を國綱或は朝憲或は國制又單一の制度と稱す他一切律法の本原なり

第三章 定律の國法を一頭多頭兩政治と於て行ふ可し定律の一頭政治を即有限君主の國とて世より謂定律

大正十五年二月  
花房仙太郎氏寄贈



此君國なり

第四章 文明の諸國に於て定律國法の端緒始て露きを  
新史の初に於て今と距る年既久し

第五章 定律の國法數百年の歲月を重ねて漸々其歩  
を進め終る完備に至りて獨英吉利のみ

第六章 大陸の諸國に於ては法朗西學士孟得斯魯ルウ  
サウ其説を唱へたる職りて是由り千七百八十九年  
佛國變亂の爲に煽動せしれ其説諸州に蜂起し定律の國  
法頓る成長したり

第二篇

根本律法 即國制又  
稱朝綱

第一章 根本律法を國家至高の律法として職りて定律  
國法の大本と詳明確定す

第三章 根本律法を惟國制の大綱領と掲ぐる耳其詳細  
各箇の律法即所謂經綸律法中より具載す

第三章 根本律法の所載を別ちて二大綱と為す可し

甲 國家住民彼此權義の定規

乙 國制即建國の法制

第四章 定律の諸國に於て根本律法を實る國朝の大憲  
法として之を制定する時は當りては極て綿密を留心し



盛典大禮を以て之を國中に頒告し國中の諸權誓て其長  
久に守る可き或定む可し○故に概するに根本律法中の  
特條あり殊更に其頓に變易す可らば多と揭示す  
第五章 惟英國に於ては其國制を根本律法に集記せ  
て各箇の律法中に特記す故に國制の定まるや一朝  
一夕の事は非ず積年沿革の致す所なり故に絶す常例の  
制法よ由て其不足を補ひ其陳腐を改む

第三篇

國家及其國の住民彼此權義の定規

第一章 國法論の大本に從て根本律法の掲記せる所左  
に如し

第一 國家に對して住民有する所の諸權

第二 國民の公權即所謂都人士權

第三 國家に對して住民の務む可き義

第二章 住民の國家に對して有する所の諸權を根本律  
法に條載して守保す可き事あり又然る事及びざる事あり  
故に其精疎詳略を其國其時の形勢に準して一概に論定  
し難し



第三章 右住民の諸權根本律法中よ明記せざれば國家  
或之を敬重せざる恐るる國に於ては須らく之を的確  
明細な條記す可し

第四章 國民の公權を經國の制度と關係親密なるを宜  
しく根本律法中よ明記す可し

第五章 尤綿密な條記す可きを通國及び州邑の代民議  
事を推舉する公權と推舉する可き公權の條例を所  
謂選舉法なり

第六章 國家に對して住民に務む可き義も綿密な根本  
律法中よ揭示す可し是れを國家其住民に對して行ふ  
所の權を明白にする為なり二つを右國家正權の界限と

定め其私を制し肆に入る特恩特准と與へ威福を作すと  
防く為なり



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

第四篇

國制即建國の法制

第一章 根本律法中の尤多く尤詳ある條款を國の制度と定むる所の條目あり

第二章 第一に記載す可きを政體の定議として其國を定て或は多頭政治の國として或は一頭政治の國とするあり而して一頭政治の國に於ては兼て繼統の次序を定む可

第三章 次は國家の主權を操持する人を定め次は其三方向制法政令司法の權を執行する法を定むべし

第四章 政令理財の綱領及び國家の特は心を用ふ可き



國事を亦根本律法の定む可き所あり

第五章 其目と舉れを左の如し

第一 通國政令の制

第二 州邑政令の制

第三 收納出費貨幣及び國債の制

第四 法敎學校濟貧產業水利道路橋梁兼攝地方等

重大事件須要の定則

第六章 之を根本律法に條記する體裁二様を別す

第七章 甲政令理財の大體を定め及び法敎等國家の留意す可き事件の綱領を掲ぐるあり

第八章 乙君主の私意妄行と防ぎ暴政或は怠慢を防ぐ

為の柵欄保証を與ふるなり

第九章 根本律法を以て此保証を與ふる二道あり

甲 國家の威權を等平より其勢を均くし私に威福を張るを相制する様を通國の制度を立 あり

乙 政令理財を良善ありしむる特別の保証を設る かり



Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "第一章" and "見今定律國法の要旨".

第五篇

定律國內均勢の制

第一章 見今定律國法の要旨を國內は威權の平均を調へて威權を操る者の威福と張るが防ぎ人々自主の業及其諸權と保全し并に國家の公益と保護するに在り

第二章 右の要旨を達するが為は定律國法は於て制法政令司法の三權を別ち政令と制法の下に置き司法と自立自治の法士に託す可し

第三章 定律の國法は於て右の要旨を達するが為は殊に緊要とするは國家の頭主たる政府は平列して代民總會を立て制法の權を別ち政令と監視せしむるなり



第四章 代民總會を獨政府の輔弼參謀のみく止らん自  
其所見より從ひ獨斷獨行す可し

第五章 代民總會の列即議事は任する人々宰相の如く  
國君の臣より非ず故より必しも其命令より恭順を以て要せ  
○之を任する者國民あり故より其責を受る所專國民に在  
り

第六章 又代民議事を法士の如く惟律法と遵守する官に  
非ず其職君主と法と議して法と定むるなり

第七章 定律の國法は從て國內より二箇自立の權威ありて  
匹敵對抗す政府及び代民總會是なり是此二體心を協せ  
力を戮せし國家の大益と增長せんが為なり

第八章 此の如く自立の二體並立する時互に相激し  
間隙を生ずる患無き以て保ち難し故に豫りて此患を防ぐ  
具亦是あり可し

第九章 豫防の具左の如し

第一 宰相の任責

第二 代民總會監視糾問の權

第三 代民總會呈議の權

第四 代民總會を別て二局とする事

第五 代民總會を開閉する權政府に在る事

第六 代民總會を解散せしむる權政府に在る事

第十章 宰相の任責就中所謂道學の論は屬する任責の



カは因て以て政府と代民總會の同心一致と長ずるに足る  
第十一章 定律の國は於て宰相任責の裨益と殊に政府  
として根本律法の條例に從て政令を行はむなり

第十二章 代民總會監視アサト糾問の權を宰相の任責と相連  
結する事親密なり蓋其責を任する者宰相と之を  
監視糾問する者代民總會なり

第十三章 監視糾問の權を恒に政府の行事を監視し  
公然として其是非得失を駁論し國家の大事に當てを待よ  
宰相に解明と請ひ律法の行否政令の得失通國の状況等  
を糾問するを云ふ

第十四章

呈議イテナの權を代民總會國の為に有益ありと思ふ

所の議論と奏呈する權あり

第十五章 呈議の權を行ふに二様あり

甲 奏書と國君に呈して國家の利害得失を深切に  
報告するなり

乙 新に律法を制す可く或は之を變革す可き時  
當て政府之を欲せば或は殊更に之を慢る時を  
律法の文案を草して之を政府に呈するなり

第十六章 呈議の權アマチミン釐正の權と親密に相連結す此を政  
府として草したる律法の文案を代民總會披閱して改正する  
權あり

第十七章 代民總會と二局を別つと緊要とする由縁を



律法の草案と丁寧に討論考覈せしむる為なり其政府  
に抵抗する事過て甚しきん防ぐる為なり國家重大の事  
件と執行するに當て思慮綿密に涉らむる為あり

第十八章 代民總會と二局は別ての國に於て概する二  
局の制度職掌威權は小異なり

第十九章 代民總會開閉の權を政府之と操持す可し是  
其故代民總會威福を逞うし遂は永任の議政官と成るん  
防ぐるなり

第二十章 又政府其代民總會を開閉する權を恃み遂は  
代民總會を廢し獨威福を擅するを防ぐる為に代民總  
會と必會合す可き例年の月日時限を確定して根本律法

を明示する事緊要なり

第二十一章 代民總會を解散せしむる權を政府代民  
總會の一局或は兩局共し解散せしめて罷歸す權あり但  
然る時を國民新し又代民議事を推舉し之に代ふ

第二十二章 政府と代民總會との議論相合せず時より  
遂に相和す可らざる卒盾を生し由て以て國家の平安を  
妨る通國の公益を害する事あり是政府代民總會を解散  
せしむる權を有す可き原由なり

第二十三章 代民總會を解散せしむるを其理政府代民  
總會と争ふ所の議論を國民に訟ふるに同一而して國民  
新し代民議事を推舉するを正し其判斷を為すなり



第二十四章 若夫見任の代民議事國民の望を失ひ復國  
用ゝ供せざる事明瞭ある時を代民總會と解散せしむる  
權止む可らざるなり

第二十五章 然れども上章の如く代民總會と解散する  
に止む可らざる事を代民議事推舉の法を改正する時と  
殆無用ゝ屬す可し其法譬を代民議事推舉の時を別て二  
ら半と甲の年と推舉し半としの年と推舉するなり

第六篇

政令理財と良善ありしむる保証

第一章 根本律法より由て以て政府と代民總會の間と威  
權の平均を調護し人民自主の權と初として一切の權利  
平安と守護す然れども是猶未善を盡せりなり ○根本律  
法を以て政令の不善を防ぎ通國の公益を保護する事亦  
緊要なり

第二章 政令を終始政府の特權ある可し是定律國法論  
の認て善とする所なり故る代民總會政令理財を司るに  
其許ざる所あり

第三章 右の如く政令を根本律法及び他律法所定の條



例は準一獨政府の專する所ある可し然れども終始代  
民總會若くは他の自立せる國會の監視に從ふ可し

第四章 定律國法は於て代民總會として終始政府の政  
令を監視せしむる制度左の如し

第一 政府其行事并は全國の形勢及は國家の大利  
害に關する事を報告す可し是政府の義務あり

第二 宰相の任責

第三 財政を前年より定りたる積書に從て之を理め  
翌年其會計辨解を為す可し

第七篇

政府の報告

第一章 政府代民總會と與ふる所の報告は通特の二種  
あり

第二章 通種の報告を就中通國の形勢を布告するあり  
其精疎詳略を時宜し從ふ此を定律諸國の例として每歲代  
民總會を開く日君主御座に登り口づら之を宣告す  
之を聖諭と稱す

第三章 特種の報告を根本律法の條例に從ひ或は然ら  
ざる時宜し依り國家の大利害に關涉する事件を言語或  
文書して報告するあり



第四章 政府の報告より因りて代民總會政令の得失邦國の情態を察し由て以て其議論を出す階より是政府報告の要用あり由縁あり

第八篇

宰相の任責

第一章 宰相は國中第一の高官にして國君躬親ら其人を選擧して各科政令の管轄を依託する所の人あり

第二章 宰相の任責を獨其處分の上より止らば○管下の僚屬各其職掌を慎守する責に任ずると雖も宰相は國家政令の全體を負荷する責に任ず之を稱して道學の論に屬する任責と云ふ

第三章 宰相の第一に責を受け辯解を為す可き國君あり國君は其意見に任ぜり宰相を進退す

第四章 定律の國法論に従て獨君主の責に對ふるは



あつて又其自己の處分及び政府の處分を就て代民總會の詰問と辨解す可し

第五章 定律君國の定論に従て専ら國事の責を任ずる者も宰相よりして君主も人之を詰問す可らば又凌辱す可らば

第六章 其故も君主も躬親ら國の大主權を領し或も之を其身も表し其位至高より復其罪状を問治す可き人無れをかり

第七章 若夫君主亦其無道の行事或も政事の過失を就て詰問の辨解と為す可き時獨國君と敬尊する道缺るをあらば君主の上より更も君主の所行を裁断する一權

位に尚ありて體裁宜かりきあり

第八章 宰相代民總會の詰問と辨解するも三道あり

第一 刑法の詰問

第二 私法の詰問

第三 代民總會の詰問

第九章 若夫宰相根本律法を蔑し或他の律法を犯し或律法を行ふ可きも當りて殊更之を怠り或國家を危くし又も過分れ威福を張る時を刑法の詰問と辨解す可し

第十章 刑法の詰問と為し當りて愛憎怨欲等の私情絶て行はる可らば

第十一章 詰問の介界を明亮精密に定て之を律法に掲



記す可し故に律法に明示し刑す可し其の罪状  
慢務に非ざるを絶て刑法の詰問を施す可らるる○又各箇の  
罪科に就て宰相の受く可き刑罰を明白に律法上に指示  
す可し

第十二章 宰相の罪を治るを或る君主或る代民總會に  
し其例格を律法に之を確定し且宰相に優り自ら防守  
する路を與ふ可し

第十三章 有罪宰相の裁決を國內至高法衙の司る所  
り或る律法の明文に從て時に臨み特に法官を置き之を  
司らしむ

第十四章 君主特赦停問措不問の權を有すと雖も代民

總會之を許諾せしむ非ざるを或る告られ或る裁決既に定  
れる宰相の爲る君主擅り之を行ふ可らるる

第十五章 私法の詰問に宰相不正の處分を因て國家の  
損害を起しし時の詰問なり若夫宰相之を辯解する能  
ざる時其私財を以て之を償ふ可し

第十六章 私法の詰問を施す可き時宜詰問を興す可き  
人及び其方法并に裁決を司る法士に至る迄皆明白に律  
法に指示す可し

第十七章 代民總會の詰問に専ら道學の論に屬して其  
性質功用共に法學の論を以て論定す可らるる

第十八章 此詰問に代民總會終始政府の行事を監視す



る間と其呈議糾問の權并に宰相の解明を要する權中  
行

第十九章 此詰問の趣旨を代民總會宰相の行事或は政  
令の處ふに就て宰相を論駁し宰相之を辨解する能  
を其職と退りしむるに在り

第九篇

國家の財政を善ありしむる保証

第一章 國家財用の政を政令の一派して政府特之を  
司り代民總會を以て司らしむ可らば

第二章 然れ共代民總會を以て政府財用の政を監視せ  
しむ可し是其故政府財用の政を以て廉正儉約ありし  
且歳入宜きを得歳出其趣旨を慙ひ國家の公益に供せ  
めんが為なり

第三章 代民總會政府の財政を監視するに二方あり

甲 積書

乙 會計辨解



第四章 積書する本年の費用と其前年の豫りし算定し兼て其費用を收取する所の方を指示する文牒あり

第五章 積書する之と代民總會と交與し代民總會をして條を逐て微細に検査せしむ可し○代民總會之と可し許諾する時其許諾の文を政府に輸す其文律法の體に倣ふ之と積書の律法と稱す

第六章 積書中出費の條を各局各部本年費用至多の額を定記す

第七章 各局各部の費用其至多の額を踰る可らず若夫臨時の費用ありて其額を踰る時を新し代民總會の許諾を要す可し○并し積書中甲の費用を以て乙の費用を代

ふ可らず若夫之を要する時を又代民總會の明許を要す可し之を改書或を改正と稱す

第八章 收納の豫りし常額を定め難し○歳入收税其道多端を共皆以て其額數を前定す可らば

第九章 故に積書中を唯收納の大略を算し其々の税を以て其々の費を充つと概記する耳

第十章 新し金を借りて國債と為し或を之と償還し又彼此の國債と交換する事亦代民總會の明許を要す可し

第十一章 積書の本年終る時を政府其會計と辨解を代民總會に送る

第十二章 會計辨解宜しく左の四件を明晰しす可し



第一 各局各部の出費積書の額と踰ぐりし事

第二 出費は皆有用の國事は供し且舊來の典令と

合せし事

第三 收納の督責正當ありし事

第四 一切收入の辨解正當ありし事

第十三章 會計の検査極く綿密にして瑣細の出費收納

に至り迄辨解正當あり可し

第十四章 然れ共此の如く極く瑣細ありし出費收納の會

計に至り迄精密な検査を遂る事を甚煩雜ある事より代

民總會の耐ざる所あり

第十五章 故は各國大抵此検査を以て其專務とせざる所

の公會あり之と會計局と稱す

第十六章 會計局の人を國家の官吏ありし雖も其官務

を行ふる當る毫も政府より束縛せられ其職を自治す

る事法士と同トく且其官を任せらるる方法格例亦法士

と同ト

第十七章 會計局の職掌大約左の如し

第一 各種の出費と積書と令典と比較して其合否

と觀るなり

第二 一切出費の証左ある領票の有無を觀るなり

第三 收入の辨解當ると否を察するなり

第四 官田等國家の所領并官庫武庫中に見在せ



諸物と監視すあり

第五 國債の管轄と監視すあり

第十八章 財用の政に紀率を加へ儉約を長す可き方法  
何れを直ぐ之と政府に報告す可し是會計局の任  
なり

第十九章 會計局年々其検査に因て得る所の事實を記  
し之を報帖と爲し政府の會計辨解に附し之を代民總會  
に送る

第二十章 代民總會政府の辨解と會計局の報告と比較  
し之を是とし許諾する時始て當年の會計大成す是に於  
て律法より以て其大成を定む

泰西國法論終



早稲田大学図書館

011888001397